

# 別海町・中標津町・標津町の森林の整備と保全にかかる協定

根釧東部  
森林管理署

別海町

中標津町

標津町

区 分		内 容
協定締結年月日		当初 平成24年 5月21日 更新 令和 4年 3月31日
協定期間		令和 4年 4月 1日～令和 9年 3月31日
目的		地域の貴重な財産である防風林や河畔林について、連携して整備と保全に取り組むことにより、地域の基幹産業である農業や漁業の生産環境及び地域住民の生活環境の保全を図るとともに、生物多様性保全機能の発揮と安定的な木材生産活動を実現し、地域振興に寄与することを目的とする。
区域及び面積		別海町、中標津町、標津町に所在する民有林及び国有林 対象面積 53,885ha (国有林9,902ha、別海町民有林26,161ha、 中標津町民有林7,552ha、標津町民有林10,270ha)
事業内容 (役割分担)	森林管理署	防風林については、防風機能をはじめとする諸機能を持続的に発揮させるため、間伐の推進など管理を適切に行い、主伐にあたっては、残置林帯の確保や複層林施業の導入、適切な更新に努める。その際、観光資源としての景観の維持に配慮する。 河畔林については、流域全体の生物多様性の保全に果たしている役割に留意し、その有する諸機能を持続的に発揮させるため、伐採が必要な場合でも残置林帯を残すなど、上流から下流までの河畔林の連続性の確保に努める。
	市町村等	防風林や河畔林の機能を発揮させるうえで、カラマツ等の更新の支障となるエゾシカの食害について、連携して対策に取り組む。 隣接する防風林や河畔林の整備を共同で実施することにより国有林、民有林の双方にとって効率化が図られる場合は、協定締結者同士で森林共同施業団地を設定し、森林整備実施計画を定める。
協定締結の効果		(1) 民有林、国有林の作業道をそれぞれ相互利用することにより、施業の効率化や木材の有効利用を推進 (2) 民有林、国有林が隣接する地域において、共同で森林整備を推進
照 会 先		○ 根釧東部森林管理署 〒086-1652 標津郡標津町南2条西2丁目1条16番 TEL:(IP)050-3160-6675 (NTT)0153-82-2202 ○ 別海町役場 〒086-0205 野付郡別海町別海常盤町280番地 TEL:0153-75-2111 ○ 中標津町役場 〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地 TEL:0153-73-3111 ○ 標津町役場 〒086-1632 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号 TEL:0153-82-2131

# 森林の整備と保全にかかる協定区域図

